



2009年10月25日

いま起きつつあること…

村上伸先生の
平和講演会から

死刑をどう考へるか

②

第2回目の今回は、「キリスト教と死刑」という部分を扱っていきます。

旧約聖書 — 同害復讐法 —

旧約聖書では「同害復讐法」という考え方があります。こ

れは出エジプト21：23～25に記されています。「命」には命、

田には田、歯には歯」という

ものですが、「これは非常に残酷な復讐を意味していると考

えがちです。
しかし実はそうではありません。これは、人から受けた

ものであるといつも人間心理から端を発しています。そのような人間だから二倍、三倍とやり返してしまいかねない。だから余計にやり返してしまうことを行じ、「これによつて際限のない復讐の連鎖・悪循環を食い止めようとしたものなのです。

そのような意味ではこの復讐法は残酷というよりも、むしろ非常に人間的な知恵であるといつことができるのです。出エジプト記21章に記されているのはやつといつことなります。

新約聖書 — イエス様の山上の説教 —

旧約聖書にある世界観は、厳密に同じ苦だけ相手に返すというもののなのです。「殺してはならない」(出エジプト記20章)と記されているけれども、他方では同時に「人を打つて死なせた者は必ず死刑に処せられる」(出エジプト21：12)と規定されています。

一のようには、旧約聖書は司法復讐法的な考えに従つて死刑を認めているのです。この考え方の背後にはイスラエルという共同体が成り立つてくために、その共同体を脅かすような危険な因子は排除しなければならないという論理があつたと考えられます。

ウロをはじめ初代教会の人々は、イエス様の教えに忠実に従つていたことは明らかです。このように新約聖書は死刑を決して認めませんでした。初代教会の人々は、そのような教えに従つて生きていました。しかし、このようにイエス様の教えに従つて死刑とすることを決して考えなかつたという時代はそう長くは続きませんでした。

次回は、その後のキリスト教の歴史の中でのどのように考えられていったかということについて触れていきます。